# 三次市

## 受付期間 10/8~ 12/10 (当日当印有効)

# 中小事業者月次支援金

三次市では、緊急事態宣言の延長等に伴い、令和3年5月から9月までの各月における売上げが 20%以上30%未満減少した中小法人・個人事業者へ支援金を支給します。

#### 支 給 額 (1事業者あたり)

中小法人等

上限 **10** 万円/月

個人事業者

-限 5万

※複数の事業所を運営している場合でも「1事業者分」となります。

※すべての月が該当となる場合、中小法人等は最大50万円、個人事業主は最大25万円となります。

支給額

令和元年もしくは令和2年の対象月の売上額 - 令和3年の対象月の売上額

※詳しくはウラ面の「よくあるお問合せ Q4」をご覧ください。

#### 対象者及び主な要件

# 三次市内に本店を有する中小法人・個人事業者

※全業種が対象となります。

#### 主な要件

令和3年5月から令和3年9月までの各月において、月間の売上額が令和元年若しくは令和2年の同月の売上額と比較して20%以上30%未満減少していること

- ※比較した結果、減少率が20%未満の場合、若しくは30%以上となる場合は支援金の対象となりません。
- ※社会福祉法人、医療法人、NPO法人等も対象となります。
- ※売上減少率が30%以上の場合は、「広島県頑張る中小事業者月次支援金」、50%以上の場合は、国の「月次支援金」の対象となります。

#### 必要書類(添付書類)

- ② 確定申告書類の写し(法人の場合は「別表一」、個人の場合は「第一表」)
- 月毎の売上金が比較・確認できる帳簿書類
- ❷ 振込先口座番号が確認できる通帳の写し(若しくは電子通帳画面のコピー)

#### 申請手続きについて

### 感染予防の観点から原則、郵送でお送りください

送付先

〒728-8501 三次市十日市中2丁目8番1号

三次市 産業振興部 商工観光課宛

### よくあるご質問(Q&A)

- Q1 対象者となる「個人事業者」とは?
- A1 原則、事業所得のある個人(税務署に開業届を提出している個人)が対象となります。
- Q2 NPO 法人や公益法人、農業法人は給付対象となりますか?
- A2 給付対象となります。社会福祉法人や医療法人、一般社団法人等も対象となります。 (※対象外:政治団体・宗教上の組織)
- Q3 三次市に住民票がありますが、店舗は三次市外にあり営業しています。支援金の対象となりますか?
- A3 三次市内に事業所があることが必須となりますので支援金の対象となりません。
- Q4 支援金額の算出方法を詳しく教えてください。

令和3年5月から令和3年9月までの各月において、月間の売上額が令和元年若しくは令和2年の同月の売上額と比較して20%以上30%未満減少していることが「支給対象月」となります。

(例) ※個人事業主の場合

A4

月	減少率	対象月	減少額	支給額	説明
5月	21%	0	20,000円	20,000円	減少額が 5 万円未満のため、減少額=支給額となります。
6月	25%	0	70,000円	50,000円	月における減少額が5万円以上の為、支給額は5万円となります。
7月	10%	×	_	1	減少率が20%未満のため、対象月となりません。
8月	33%	×	_	-	減少率が30%以上のため、対象月となりません。
9月	20%	0	16,785円	16,785円	
合計	_	_		86,785円	← 申請額(請求額)となります。

- ※法人事業者の場合、上限額は月額10万円となります。
- Q5 飲食店を経営しています。広島県感染症拡大防止協力金を受給していますが、この助成金も申請できますか?
- A5 広島県感染症拡大防止協力金(※以下「協力金」)を受給された方は、今回の支援金の対象外となりますが、協力金の第3期分について、三次市は対象エリア外であったため「7月分のみ対象」となります。
- Q6 開業間もない(前年、前々年の売上げが比較できない)、新規開業も対象となりますか?
- 令和3年3月31日までに開業されていれば、対象となります。 A6 【支援額=開業月数の事業収入の合計÷開業月数 - 令和3年対象月の月間事業収入】 ※開業日の属する月も、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなします。
- Q7 申請後、どれくらいで給付されますか?また、支援金が振り込まれたら連絡が届きますか?
- A7 申請書類を受理後、審査等を経て、なるべく速やかな支給に努めます。期間は概ね審査完了後から「2週間以内」を想定しています。また、ご指定の口座に入金が完了した後に文書でお知らせします。
- Q8 申請書類はどこにいけば入手できますか?
- 中請書類は、三次市のホームページからダウンロードが出来ます。ダウンロードが難しい方は、三次市役所本 庁舎1階総合案内のほか、各支所、三次商工会議所、三次広域商工会でも配布しています。

【お問合せ先】三次市 産業振興部 商工観光課(〒728-8501 三次市十日市中2丁目8番1号 ※本館4階) 電話 0824-62-6171 (月〜金 8:30〜17:15(土・日・祝日を除く)) FAX 0824-64-0172 E-mail shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp